◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第176号(H24.12.14)◆◆

=はじめに=

このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する 事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その 内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用してい ただくことを目的として配信しています。

=目 次=

- 1. 重大事故等情報=9件(12月7日~12月13日分)
- (1) 乗合バスが降車客を巻き込んだ事故
- (2) 乗合バスの車内事故
- (3) タクシーと軽自動車が衝突した事故
- (4) タクシーの転落事故
- (5) トラックが歩行者を撥ねた事故
- (6) トラックなどの多重衝突事故
- (7) トラックと電車が衝突した事故
- (8) トラックのひき逃げ事故
- (9) トラックの正面衝突事故
- 2. 国土交通省で作成したマニュアルを集約しました!
- 3. 事業用トラックの事故発生状況を踏まえた事故防止の徹底について
- 4. 高速ツアーバスにおける安全確保の再徹底について(再周知)
- 5. 高速ツアーバスに係る緊急対策の実施について(再周知)
- 6. 平成24年度の自動車運送事業者における先進安全自動車(ASV)の導入に対する支援のための補助への申請を受け付けています。(再周知)
- 7. 平成24年度事故防止対策支援推進事業(運行管理の高度化に対する支援) の補助金申請受付期間を延長します。
- 【1. 重大事故等情報=9件】(12月7日~12月13日分)
- (1) 乗合バスが降車客を巻き込んだ事故
- 12月8日(土)午前10時40分頃、広島県において、同県に営業所を置く 乗合バスが乗客2名を乗せて運行中、停留所での降車扱い後に発車したところ、 降車客を巻き込んだ。
- この事故により、当該降車客が死亡した。

事故当時、当該降車客は、当該乗合バスの前方を右に横断したところ、運転者はこれに気づかずハンドルを右に切ってバスを発車させた際に、車両の右側のホイールベース間に巻き込んだ模様。

(2) 乗合バスの車内事故

12月9日(日)午前6時35分頃、北海道において、道内に営業所を置く乗

合バスが乗客7名を乗せて運行中、道路の段差を乗り越えた際に乗客(女性、 68歳)が座席上で跳ね上がり、落下した。

この事故により、当該乗客が胸椎圧迫骨折の重傷を負った。

事故当時、事故現場は通常、片側2車線のところ、雪の影響で1車線となっており、ロードヒーティングにより融雪された道路面と圧雪された路面との段差が10cm程度あった模様。

(3) タクシーと軽自動車が衝突した事故

12月7日(金)午前11時30分頃、奈良県において、同県に営業所を置く タクシーが空車で走行中、交差点を直進したところ、当該タクシーから見て右側から走行してきた軽自動車と衝突した。

この事故により、軽自動車の運転者が死亡した。

事故当時、当該タクシーの運転者は、乗客が忘れた携帯電話が鳴ったことに気 を取られ、信号を見落として赤信号の交差点に進入したところ、当該軽自動車 と衝突した模様。

(4) タクシーの転落事故

12月11日(火)午前10時頃、岐阜県において、同県に営業所を置くタクシーが空車で停車していたところ、診療所内の4.2m下の舗装路へ転落した。この事故により、当該タクシー運転者が打撲の軽傷を負った。

事故当時、当該診療所から乗車する乗客を手伝うため、当該運転者が当該車両から降りた際、ギアがDレンジ、駐車ブレーキが未使用であったことから当該タクシーが動き出したため、当該運転者は当該タクシーに乗り、停止しようとしたが間に合わず、転落防止柵を倒し転落した模様。

(5) トラックが歩行者を撥ねた事故

12月8日(土)午後6時15分頃、神奈川県において、同県に営業所を置くトラックが信号機の無い横断歩道を横断中の歩行者2名を撥ねた。

この事故により、歩行者2名が死亡した。

事故当時、当該トラックの運転者は、携帯電話を見ようとして脇見をしていた 模様。

(6) トラックなどの多重衝突事故

12月10日(月)午後4時頃、栃木県の高速道路において、兵庫県に営業所を置くトラックや乗用車など合わせて9台が関係する事故があった。

この事故により、乗用車に乗車していた者が頭や右足を強く打つ重傷、9人が 軽傷を負った。

事故当時、現場付近では雪は降っていなかったものの、前日からの降雪で路面 がシャーベット状になっており、強風で付近に積もった雪が舞い上がって前が よく見えなかった模様。

(7) トラックと電車が衝突した事故

12月12日(水)午後2時頃、熊本県において、同県に営業所を置く大型トラクタが電車と衝突した。

この事故により、当該大型トラクタの運転者が顔面裂傷の軽傷を負った。

事故現場は、線路の高架工事を行うための仮設踏切を設置し、一般車両は進入 できないものとなっているが、事故当時、誘導員の指示により、当該大型トラ クタが当該仮説踏切に進入したところ電車と衝突した模様。

なお、電車は約1時間不通となり、乗客33名には、怪我はなかった。

(8) トラックのひき逃げ事故

12月12日(水)午前6時10分頃、愛知県において、静岡県に営業所を置く大型トラックが走行中、前方を走行していたオートバイと接触した。

この事故により、当該オートバイの運転者が死亡した。

事故当時、当該大型トラックの運転者は、前方を走るオートバイを追い抜く際 に接触、転倒させ当該オートバイの運転者を救護することなく現場を立ち去っ た模様。

(9) トラックの正面衝突事故

12月12日(水)午後8時35分頃、熊本県において、鹿児島県に営業所を 置く大型トラックと宮崎県に営業所を置く普通トラックが正面衝突した。

この事故により、双方のトラックの運転者が死亡した。

事故現場は、片側1車線の見通しの良い直線道路であり中央線付近にて衝突し、 当該大型トラックのブレーキ痕が約30メートルにわたって反対車線側に残っ ていた模様。



【2. 国土交通省で作成したマニュアルを集約しました!】

これまで国土交通省で作成した、「乗合バスの車内事故防止マニュアル」や「トラック追突事故防止マニュアル」など、安全教育・事故防止のためのマニュアルを1つのページに集約しました。

今まで保存箇所がバラバラでしたので、ご存じないマニュアルもあるかと思います。

今回、1つのページに各マニュアルの概要とともに分かり易く掲載しました ので、今後、安全教育などに一層ご活用頂ければと思います!

→ (http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03manual/index.html)

[掲載マニュアル一覧]

- ・H24年4月:自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル
- H24年3月: トラック追突事故防止マニュアル
- ・H23年7月:乗合バスの車内事故を防止するための安全対策実施マニュアル
- ・H22年7月:事業用自動車の運転者の健康管理に係るマニュアル
- ・H21年10月:映像記録型ドライブレコーダ活用手順書
- ・H21年7月:トラック輸送の過労運転防止対策マニュアル

【3. 事業用トラックの事故発生状況を踏まえた事故防止の徹底について】

国土交通省では、これまでも「事業用自動車総合安全プラン2009」に基づき、事業用自動車の事故防止対策を推進しているところですが、平成24年 上半期の事業用トラックが第一当事者となる死亡事故発生件数が増加傾向にあります。

夏の行楽シーズンに伴う交通量の増加が見込まれたことから、より一層事故 防止対策に取り組む必要があるため、平成24年8月に、トラック事業者にお ける安全対策及び事故防止の徹底を図るため、事業者団体に対し要請を行いま したのでお知らせ致します。

 \rightarrow (http://www.mlit.go.jp/common/000220674.pdf)

【4. 高速ツアーバスにおける安全確保の再徹底について】

本年8月2日に東北自動車道で発生した高速ツアーバス事故を受け、同種事故の再発を防止するため、交替運転者の配置基準の遵守をはじめ、輸送の安全に万全を期すよう、国土交通省は高速ツアーにおける安全確保の再徹底について、公益社団法人日本バス協会及び高速ツアーバス連絡協議会に対し、通達を発出しましたのでお知らせいたします。

→ (http://www.mlit.go.jp/common/000219969.pdf)

【5. 高速ツアーバスに係る緊急対策の実施について】

本年4月29日に関越自動車道で発生した高速ツアーバス事故を受け、国土交通 省では、本年6月11日に「高速ツアーバス等貸切バスの安全規制の強化について」 を決定し、「今夏の多客期の安全確保のための緊急対策」等をとりまとめました。

また、当該緊急対策の実施に関し、6月29日以降で以下の通りの措置を講じま した。これらについてお知らせ致します。

- 〇「高速ツアーバス等貸切バスの安全規制の強化について」(6月11日公表)
 - → http://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo10 hh 000030.html
- 〇「高速ツアーバスに係る緊急対策の実施について」(6月29日公表)
 - 1. 高速ツアーバス運行事業者リストの作成・公表及び同リストの活用
 - → 高速ツアーバス運行事業者リストを公表

(http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000010.html)

- 2. 旅行業者・貸切バス事業者間の書面取引の義務化
 - → 省令・告示の公布(http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000008.html)
- 3. 「高速バス表示ガイドライン」の策定
 - → ガイドラインの策定・公表

(http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000009.html)

- 4. 「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン」の策定
- → ガイドラインの策定・公表

(http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000011.html)

- 5. 旅行業法の制度の見直しによる安全対策強化
 - → 省令の公布 (http://www.mlit.go.jp/common/000216017.pdf)
- 6. 「高速ツアーバスの安全通報窓口」の設置
 - → 通報窓口の設置(http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha tk2 000006.html)
- 〇「高速ツアーバス等の過労運転防止のための交替運転者の配置基準等の策定に ついて」(7月18日公表)
- → 関係通達の改正
 (http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000097.html)
- 〇「高速ツアーバスの利用者に向けた安全に関する情報の提供について」(7月 18日公表)
 - → 利用者向け安全情報の提供 (http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000098.html)
- 〇「夜間・長距離運行する貸切バスの後退運転者の配置基準の策定について」 (11月26日公表)
 - → 関係通達の改正
 (http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000117.html)
- 【6. 平成24年度自動車事故対策費補助金(事故防止対策支援推進事業(先進安全自動車(ASV)の導入に対する支援))の第2次募集を行います。】

国土交通省では、自動車運送事業者における交通事故防止のための取り組みを支援する観点から、先進安全自動車(ASV)の導入に対する補助を平成19年度から実施しております。

平成24年度については、第1次募集が平成24年11月30日で終了しますが、引き続き12月3日より第2次募集を行います。

- ○第2次募集については、以下のリンク先をご覧下さい。
 - → (http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha07 hh 000109.html)
- 〇補助対象事業者、補助対象機器、申請方法等、補助制度の内容につきまして は、以下のリンク先をご覧下さい。
 - → (http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/01asv/esc 24.html)

【7. 平成24年度事故防止対策支援推進事業(運行管理の高度化に対する支援)の補助金申請受付期間を延長します。】

国土交通省では、自動車運送事業者における交通事故防止のための取り組みを支援する観点から、平成24年度事故防止対策支援推進事業(運行管理の高度化に対する支援)の第2次募集を実施しているところですが、交付申請受付期間を延長することとなりましたので、お知らせします。

- ○補助金申請受付期間の延長については、以下のリンク先をご覧下さい。
 - → (http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02 hh 000118.html)
- 〇第2次募集詳細(補助対象事業者、補助対象機器、申請方法等、補助制度の内容)についきましては、以下のリンク先をご覧下さい。
 - → (http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000113.html)

【メールマガジン「事業用自動車安全通信」】

発行 国土交通省自動車局安全政策課

* このメルマガについてのご意見は、< jiko-antai@mlit.go.jp >までお 寄せください。

よくある質問(配信登録の解除方法等)

(http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/faq.html)

【参考】

*自動車局ホームページ

(http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html)

* 自動車の不具合情報はこちら

最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことありませんでしたか。 そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットラ イン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

- ・ホームページ受付 (www.mlit.go.jp/RJ/)
- ・フリーダイヤル受付 0120-744-960

(平日9:30~12:00 13:00~17:30)

・自動音声受付 03-3580-4434 (年中無休・24時間)

*自動車のリコール等の通知等があったときは!

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール 又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表 されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが 必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、 自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますの で、忘れずに修理を受けましょう。
